

特別養護老人ホーム 小国あいあい

重要事項説明書

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0258-95-5172（月曜から金曜の午前8時30分～午後5時30分まで）

* ご不明な点はなんでもおたずねください。

2 特別養護老人ホーム 小国あいあいの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設の種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設名称	特別養護老人ホーム 小国あいあい
所在地	長岡市小国町太郎丸1520番地1
介護保険事業所番号	1590200521

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
施設長		1名		1名
医師	医師		1名	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		1名
生活相談員	社会福祉主事任用資格	1名		1名
管理栄養士	管理栄養士	1名		1名
介護職員		14名	3名	17名
看護職員	看護師	2名		2名
機能訓練指導員			1名(兼務)	1名
事務員		1名		1名
調理員		委託 3名以上		3名以上

(3) 同施設の設備の概要

居室	29室(全室個室 13.77~14.84 m ²)
浴室	一般浴槽、特殊浴槽がございます
食堂兼機能訓練室	各ユニット1室
医務室	1室

3 サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

介護支援専門員が利用者及びご家族の意向を踏まえた上で、施設サービスの目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

(2) 食事

- ① 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとします。
- ② 食事の時間は概ね次のとおりとします。
朝食 午前7時30分～
昼食 午前11時30分～
夕食 午後5時30分～
- ③ あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。
- ④ あらかじめ欠食の旨のご連絡をいただいた場合には、食事の提供をしなくてよいものとします。

(3) 入浴

1週間に2回以上、入浴または清拭を行います。ただし、利用者に疾病があったり伝染性疾患の疑いがあったりなど、医師が入浴を適当でないと判断する場合には、行わないこともあります。

(4) 介護

排泄介助、オムツ交換、着替え介助、移動介助、体位変換、シーツ交換等、自立支援に必要な介護を提供します。

(5) 機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

(6) 生活相談

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとします。

(7) 健康管理

医師または看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとるとともに、必要に応じてその記録を作成して保存します。

(8) 栄養管理

栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。

(9) 口腔衛生の管理

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

(10) 特別食の提供

医師の発行する食事箋に基づいて、療養食を提供します。

(11) 理美容サービス

理美容師の来園日に、利用者のご希望に合わせて提供します。費用は実費負担となります。

(12) 行政手続代行

行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。

(13) レクリエーション

毎月、誕生会や季節行事等を行います。

(14) その他自立への支援

- ① 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。
- ② 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

4 利用料金

(1) 法定料金

	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
単位数	670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位
1割負担×30日	20,100 円	22,200 円	24,450 円	26,580 円	28,650 円
2割負担×30日	40,200 円	44,400 円	48,900 円	53,160 円	57,300 円

(2) 加算

初期加算	30円/日 (入所し初めの30日間のみ)	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	46円/日	
栄養マネジメント強化加算	11円/日	
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円/日	
看護体制加算(Ⅰ)イ	12円/日	
看護体制加算(Ⅱ)イ	23円/日	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円/月	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険負担額と各加算の合計額の14.0%	
該 当 者 の み	看取り加算(Ⅰ) ※算定するとき、前月分の加算を遡って 請求させていただくことがあります。	72円/日 (死亡日以前31~45日) 144円/日 (死亡日以前4~30日) 680円/日 (死亡日前日及び前々日) 1,280円/日 (死亡日)
	若年性認知症利用者受入加算	120円/日
	再入所時栄養連携加算	400円/回
	低栄養リスク改善加算	300円/月
	退所時等訪問相談援助加算	460円/月

※ 介護保険 2 割負担対象者は上記の倍額となります

(3) 介護保険負担限度額認定証説明

第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税世帯等
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税収入が80万円以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税世帯で課税収入が80万円以上120万円以下の方等
第3段階②	世帯全員が住民税非課税世帯で課税収入が120万円超の方等
第4段階	上記の方以外

(4) 居住費・食費(介護保険外)

● 介護保険以外の利用料金の内訳(介護保険負担限度額認定証段階別)

	第1段階	第2段階	第3①段階	第3②段階	第4段階
居住費 (30日/月)	820円/日 (24,600円/月)	820円/日 (24,600円/月)	1,310円/日 (39,300円/月)	1,310円/日 (39,300円/月)	2,006円/日 (60,180円/月)
食費 (30日/月)	300円/日 (9,000円/月)	390円/日 (11,700円/月)	650円/日 (19,500円/月)	1,360円/日 (40,800円/月)	1,445円/日 (43,350円/月)

※食費内訳

朝:362円 昼:530円 夕:500円

・1食でも提供した場合は1日分の食事代を徴収いたします。

・低栄養状態のリスクを避けるため、管理栄養士による栄養管理の下、
栄養補助食品の購入をお願いする場合があります、その際は実費となります。

(5) その他

・上記の他レクリエーション費用、おやつ費用、理美容費用、日用品購入費用、処方箋費用、
定期薬費用、逝去時ケア11,000円などは自己負担になります。

・入所中に入院された場合、退院時の居室確保のため1日2,066円の居室代頂戴いたしま
す。(最長3か月)

限度額認定を受けている方も入院中は該当しないため一律の金額になります。

(6) 支払方法

毎月、15日頃に前月分の利用料金を請求いたしますので、請求後14日以内にお支払いく
ださい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、銀行振込、現金支払、
口座振替の3通りの中からご契約の際に選べます。(口座振替の際の手数料はご負担願いま
す)

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずはお電話の上、当事業所までお越してください。口頭にて手続き等の説明をし、必要書
類をお渡しします。必要事項をご記入し提出してください。居室に空きがあれば入所判定会
議を経てご入所いただけます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談くださ
い。

(2) 退所手続き

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の10日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援または要介護1～2と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

「共に生きる」

- ① 人と人との結びつきを大切にします
- ② 心と心のつながりを目指します
- ③ 地域との関わりを大切に、地域に開かれた施設を目指します
- ④ 入居者、職員、支えてくれる方全員で「もう一つの我が家」を目指します

(2) サービス利用のために

事項	備考
職員への研修の実施	研修計画に基づいて実施しています。
介護サービス実施マニュアルの作成	作成し、事業所に備えています。
身体拘束	原則として身体拘束行いません。 但し、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はその状態にあった対応をとることがあります。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

① 面会

午前8時から午後6時までとします。

時間外の場合はご相談に応じます。

飲食物をお持ちの際は、ユニット職員へお声かけください。

② 外出・外泊

いつでもご自由にお出かけいただけますが、事前に外出、外泊の日時をお知らせください。

③ 設備、器具の利用

利用前に必ず職員にご連絡ください。

ご使用にあたっては、本来の用法に従ってご利用ください。

これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくこともあります。

④ 所持品の持ち込み

居室に入る範囲内での持ち込みをお願いします。

⑤ 施設外での受診

ご利用期間中に熱発等、医師の診察を受けたほうが望ましいと判断される場合は、ご家族に連絡の上、対処方法等についてご相談申し上げます。

(4) 秘密保持および個人情報の提供

事業者及び職員(退職した職員含)は施設サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。ただし、利用者のサービス計画に沿って利用者主体の施設サービスを提供するために開催されるサービス担当者会議および行政関係機関、他の介護保険サービス事業者、その他医療サービス事業者等との連絡調整において、必要最低限の範囲内で利用者やご家族の個人情報をを用いることができますものとしてします。

(5) 衛生管理等について

1. 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
2. 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
3. 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

(6) 業務継続計画の策定等について

1. 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(7) 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：管理者 田中 晶
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ⑤虐待防止のための指針の整備をしています。
- ⑥従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑦サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、契約書別紙に記載された連絡先に速やかに連絡いたします。

【協力医療機関】 小千谷総合病院	所在地 :小千谷市平沢新田111 電話番号:0258-81-1600 FAX 番号:0258-81-1601
---------------------	--

入所中、医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により上記の協力医療機関において、診察・入院・治療等を受けることができます。ただし、上記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

8 非常災害対策

- ① 災害時の対応
訓練に基づき避難、救出します。
- ② 防災設備
各ユニット、廊下、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。
- ③ 防災訓練
消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回以上は実施します。そのうち1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとします。
- ④ 防火責任者：上原 大輔

9 サービス内容に関する相談・苦情

窓口設置場所 長岡市小国町太郎丸1520番地1
特別養護老人ホーム 小国あいあい
電話番号 0258-95-5172
受付時間 午前8時30分～午後5時30分

(1)相談・苦情対応責任者

受付対応担当者 中嶋 直美 (グループホーム小国あいあい管理者)
受付対応責任者 田中 晶 (特別養護老人ホーム小国あいあい管理者)

(2)解決手順

- ①相談・苦情対応責任者は、事業所内の掲示やご利用者様へのパンフレット配布等で相談・苦情対応責任者、相談・苦情対応担当者の氏名、連絡先、相談・苦情対応の仕組み等をご利用者様やご家族様等に公表し周知します。
- ②相談・苦情対応担当者は、相談・苦情等を随時受け付けます。
- ③第三者機関でも直接苦情を受け付けられることを周知させていただきます。
- ④相談・苦情対応担当者は、相談・苦情を受け付けた時には指定の用紙に受付内容を記入し、申出人の意向を確認させていただきます。
- ⑤相談・苦情対応責任者は、相談・苦情申出人との解決に誠心誠意努めます。
- ⑥相談・苦情申出人または相談・苦情対応責任者は、必要に応じて第三者機関に助言を求めることができます。
- ⑦相談・苦情対応担当者は相談・苦情受付から解決・改善までの経過と結果を文書に記録します。
- ⑧相談・苦情対応責任者は、相談・苦情申出人に改善を約束した事項について、相談・苦情申出人に対して報告させていただきます。

(3)その他参考事項

- ①サービス提供にあたり、ご利用者様やご家族様、近隣の方々から苦情が上がらないように、マニュアル等で接遇等についても徹底する他、適時研修等を実施し、より利用者様の立場に立ったサービスの提供を心がけるよう職員に指導してまいります。また、相談・希望もサービス提供の向上に繋がるように工夫させていただきます。
- ②第三者機関による相談・苦情受付は次のところで受け付けております。

長岡市介護保険課 電話 0258-39-2245

受付時間 9:00～17:00

新潟県国民健康保険団体連合会 電話 025-285-3022

受付時間 8:30～17:00

第三者委員

早川 武志

電話 080-6899-0802

清川 恵美子

電話 080-5543-0301

10 第三者評価(外部評価)の実施状況

実施状況	有・無
実施日	令和 年 月 日
実施機関名	
評価結果の開示	

11 当法人及び当事業所の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 あいあい

代表者役職・氏名

理事長 海發 亜由美

本部所在地・電話番号

長岡市小国町太郎丸1520番地1

0258-95-5172

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム小国あいあいの経営

第二種社会福祉事業

グループホーム小国あいあいの経営

平成 24 年 6 月 1 日 施行
平成 25 年 6 月 1 日 改定
平成 26 年 4 月 1 日 改定
平成 27 年 4 月 1 日 改定
平成 30 年 4 月 1 日 改定
令和元年 10 月 1 日 改定
令和 4 年 7 月 1 日 改定
令和 5 年 12 月 1 日 改定
令和 6 年 2 月 1 日 改定
令和 6 年 4 月 1 日 改定
令和 6 年 9 月 1 日 改定
令和 7 年 11 月 1 日 改定